

警備業の法令改正について

令和5年6月16日に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により、警備業の法令が、本年4月1日に改正されます。

運用に誤りのないようお願いいたします。

～主な改正内容～

○ 認定証の廃止

認定証が廃止されることになりました。

○ 「標識」の掲示等

認定証に代わるものとして、事業者は、認定を受けたことを示す「標識」を事業者自らが作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示することとされました。

また、

常時使用する従業者の数が5人以下である場合

当該事業者が管理するウェブサイト~~を有していない場合~~

を除き、当該事業者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供しなければならないこととされました。

※ 標識については、別紙を参照にしてください。

○ その他

認定証が廃止されることから、認定証の書換え・再交付の申請がなくなりましたが、変更の届出は、これまでどおり必要です。

【標識の様式】

警備業者

認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

- 備考
- 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
 - 2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。